

第九十一回国会 運輸委員会 議 録 第 四 号

昭和五十五年三月十九日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 古屋 亨君

理事 加藤 六月君 理事 佐藤 守良君

理事 関谷 勝嗣君 理事 保岡 興治君

理事 田畑政一郎君 理事 吉原 光治君

理事 西中 清君 理事 青山 丘君

相沢 英之君 北川 石松君

浜野 剛君 福家 俊一君

三原 朝雄君 山村新治郎君

久保 三郎君 齊藤 正男君

新盛 辰雄君 関 晴正君

草野 威君 荻仲 義彦君

四ツ谷光子君 永江 一仁君

渡部 正郎君

出席國務大臣

運輸 大臣 地崎宇三郎君

出席政府委員

運輸大臣官房長 杉浦 喬也君

運輸省船舶局長 謝敷 宗登君

委員外の出席者

運輸委員会調査 荻生 敬一君

室長

委員の異動

三月十八日

辞任

金丸 信君

補欠選任

福家 俊一君

三月十七日

船舶のトン数の測度に関する法律案(内閣提出第六五号)

同月十日

総合交通政策の確立等に関する請願(井岡大治君紹介)(第一九〇七号)

第一類第十号 運輸委員会議録第四号 昭和五十五年三月十九日

ブルーシー・アンド・グリーンランド財団への競艇益金繰り入れ特例の中止に関する請願(中林佳子君紹介)(第二〇二八号)

肢体障害者の国鉄運賃割り引き等に関する請願(則武真一君紹介)(第二〇一九号)

国鉄運賃の値上げ反対等に関する請願(松本善明君紹介)(第二〇三一号)

同月十一日

国鉄運賃の値上げ反対等に関する請願(工藤晃君紹介)(第二二五二号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二二五三号)

同(庄司幸助君紹介)(第二二五四号)

同(中路雅弘君紹介)(第二二五五号)

総合交通政策の確立等に関する請願(新盛辰雄君紹介)(第二二五六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

船舶のトン数の測度に関する法律案(内閣提出第六五号)

○古屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出、船舶のトン数の測度に関する法律案、両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。地崎運輸大臣。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

船舶のトン数の測度に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○地崎國務大臣 ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

海洋汚染の防止につきましては、従来から油及び廃棄物の厳しい排出規制を実施するとともに、監視取り締まり体制の強化等に努めてきたところであります。今後とも国際的動向にも十分対応しつつ、対策の充実強化を図る必要があるものと考えております。

今国会に別途提出されております廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約は、主として陸上で発生した廃棄物等の海洋への投棄を規制することを目的として、昭和四十七年に採択された条約であります。同条約はすでに昭和五十年に発効しており、その締約国も先進諸国の大部分を網羅する四十三カ国に達しておりますので、わが国としても同条約の批准を急ぐ必要があり、今国会において御承認をお願いしているところであります。

このため海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正し、同条約の批准に伴い新たに必要となる国内法制の整備を図ることとし、あわせて、従来からの懸案であるビルジの排出規制の対象船舶の範囲を拡大することとした次第であります。

次に改正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、海洋環境の保全上注意を払うべき廃棄物の船舶からの排出について海上保安庁長官の確認制度を設けるとともに、航空機からの廃棄物等の排出を新たに規制する等の措置を講ずることとしたしております。

第二に、船舶または海洋施設における廃棄物等の焼却を禁止し、または一定の基準にかからしめる等、排出の規制に準じた制度を設けることとしたしております。

第三に、現在ビルジの排出規制の対象外である総トン数三百トン未満のタンカー以外の船舶のうち、総トン数百トン以上の船舶を新たにビルジの排出規制の対象とするともに、既存船舶については経過措置及び適用除外措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、船舶のトン数の測度に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

船舶のトン数は、安全規制の適用基準として、また、港湾への入港に当たっての課税、手数料の徴収基準として用いられるなど海事に関する制度の全般にわたるその運営の基準として広く使用されておりますが、トン数の測度に関しては、従来国際的に統一された基準がなく、海事諸法令の適用に当たって国際間の統一性が確保できない状況となっております。

このような状況を改善するため、昭和四十四年六月に政府間海事協議機関(IMCO)において千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約が採択されました。この条約は、締約国が自国の船舶のトン数の算定に関して用いるべき技術的規則を定めるとともに、条約に従ってトン数の算定が行われたことを証明する証書の発給及びその互認等について規定しております。

わが国がこの条約を批准することは、船舶のトン数の測度基準の統一に関する国際協力を推進し、証書の互認により船舶の運輸上の不便を回避するため役立つばかりでなく、主要な海運国であるわが国に寄せられている国際的な期待にこたえ

るため必要などあり。

このような国際的な動向を勘案いたしまして、千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約をわが国において実施し、あわせてわが国における海事に関する制度の適正な運営を確保するため、トン数の測定の基準を全面的に改正するとともに、国際航海に従事する船舶についてそのトン数を証明する制度を新たに設けるなど船舶のトン数の測定に関する国内法制の整備を図ることとしたしまして、この法律案を提案することとした次第であります。

次にこの法律案の概要について、御説明申し上げます。

第一に、船舶の大きさ等をあらわす指標として国際総トン数、総トン数、純トン数及び載貨重量トン数を定め、その測定の基準を整備することとしております。

第二に、国際航海に従事する日本船舶について、国際トン数証書の交付に関する規定を整備することとしております。

第三に、新しいトン数の測定基準の整備に伴い、船舶積量測定法は廃止することとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、来る二十五日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十二分散会

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第四章 海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八条・第十九条）」を「第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八条・第十九条）」を「第四章

の二船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の規制（第十八条・第十九条）」に改める。

第一条中「及び海洋施設」を、「海洋施設及び航空機」に改め、「排出すること」の下に「並びに船舶及び海洋施設において油及び廃棄物を焼却すること」とを、「防止」の下に「あわせて海洋の汚染の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し」を加える。

第三条中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づき港の区域を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 焼却 海域（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づき港の区域を含む。以下同じ。）」において、物を処分するために燃焼させることをいう。

第四条第一項第一号中「船舶若しくは積荷の損傷を防止し」を削り、同条第三項中「三百トン」を「百トン」に改める。

第九条第一項中「三百トン」を「百トン」に改め、同条第二項中「日本船舶をいうの下に」以下同じ」を加える。

第十条第一項第一号中「船舶若しくは積荷の損傷を防止し」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

四 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の

防止に関する条約（以下「海洋投棄規制条約」という。）の締結国たる外国（以下単に「締結国」という。）において積み込まれた廃棄物の当該締結国の法令に従つて排出（政令で定める本邦の周辺の海域（以下「本邦周辺海域」という。）においてするものを除く。）

五 外国の内水又は領海における埋立てのための廃棄物の排出

第十条に次の四項を加える。

3 前項第三号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める廃棄物であるときは、当該廃棄物を船舶から排出しようとする者は、当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前に、その排出に関する計画が同号の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画が第二項第三号の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなればならない。

5 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

6 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十一条中「廃棄物の排出（前条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）」を「前条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十四条中「廃棄物の排出（第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。）」を「第十条第二項第二号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改める。

第十七条中「廃棄物」の下に「（同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。）」を加え、「排出（同項第二号に適合する排出を除く。）」を「同号の規定によつてする排出」に改める。

第四章の章名中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加える。

第十八条の見出し中「海洋施設」の下に「及び航空機」を加え、同条第一項本文中「海洋施設」を「海域」において、海洋施設又は航空機」に改め、同項第一号中「海洋施設」の下に「若しくは航空機」を加え、「若しくは損傷を防止し」を削り、同項第二号中「海洋施設」の下に「又は航空機」を加え、同条第二項中「次の」を「海洋施設からの次の」に改め、同項第二号中「廃棄物」の下に「（同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の規定は、航空機からの次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出について適用しない。

一 当該航空機内にある者の日常生活に伴い生ずる汚水その他海域において排出することがやむを得ない油又は廃棄物であつて政令で定めるものの排出

二 締結国において積み込まれた廃棄物の当該締結国の法令に従つてする排出（本邦周辺海域においてするものを除く。）」

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の焼却の規制

第十九条の二 何人も、船舶又は海洋施設において、その焼却が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油又は廃棄物の焼却をしてはならない。

2 船舶又は海洋施設において、前項の政令で定める油又は廃棄物以外の油又は廃棄物の焼却をしようとする者は、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従い、当該油又は廃棄物の焼却をしなければならない。

- 3 前項の規定により油又は廃棄物の焼却をする場合において、その油又は廃棄物がその焼却につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める油又は廃棄物であるときは、当該油又は廃棄物の焼却をしようとする者は、当該油又は廃棄物の船舶又は海洋施設への積込み前（当該油又は廃棄物が当該船舶又は海洋施設内において生じたものであるときは、その焼却前）に、その焼却に関する計画が同項の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。
- 4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その焼却に関する計画が第二項の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に焼却確認済証を交付しなければならない。
- 5 焼却確認済証の交付を受けた者は、当該油又は廃棄物の焼却に従事する船舶又は海洋施設内に、焼却確認済証を備え置かなければならない。
- 6 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、焼却確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、運輸省令で定める。
- 7 第一項から第五項までの規定は、船舶又は海洋施設における次の各号の一に該当する油又は廃棄物の焼却については、適用しない。
- 一 当該船舶又は海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油又は廃棄物その他政令で定める当該船舶又は海洋施設内において生ずる不要な油又は廃棄物の焼却
- 二 次条第一項又は第十九条の四第一項の検査において行いう油又は廃棄物の焼却
- 三 締約国（海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。）において積み込まれた油又は廃棄物の当該締約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺海域に於いてするものを除く。）

- （焼却設備の検査等）
- 第十九条の三 船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設において前条第三項の政令で定める油又は廃棄物（同条第七項第一号に規定する油又は廃棄物を除く。以下「要焼却確認廃棄物」という。）の焼却の用に供される設備（以下「焼却設備」という。）を初めて要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときは、当該焼却設備について運輸大臣の検査を受けなければならない。焼却設備をその有効期間満了後も要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするときも、同様とする。
- 2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該焼却設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、当該焼却設備を用いて焼却をすることができ、要焼却確認廃棄物の種類及び当該焼却設備の使用の方法（以下「使用方法等」という。）を定めて焼却設備検査証を交付しなければならない。
- 3 焼却設備検査証の有効期間は、二年とする。
- 第十九条の四 焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該焼却設備について運輸省令で定める改造又は修理を行うとき、当該焼却設備について定められた使用方法等を変更してこれを使用しようとするとき、その他運輸省令で定めるときは、焼却設備検査証を提出して、当該焼却設備について運輸大臣の検査を受けなければならない。
- 2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該焼却設備が前条第二項の運輸省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者又は海洋施設の設置者に焼却設備検査証を返付しなければならない。この場合において、運輸大臣は、必要に応じ、当該焼却設備について定められた使用方法等を変更するものとする。
- 第十九条の五 第十九条の三第一項又は前条第一項の検査を受けようとする者（国を除く。）は、

- 運輸省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
- 第十九条の六 運輸大臣は、焼却設備が第十九条の三第二項の運輸省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるときは、焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者に対し、焼却設備検査証の返納又は焼却設備の修理を命ずることができる。
- （焼却設備の使用）
- 第十九条の七 焼却設備は、第十九条の三又は第十九条の四で定めるところにより、運輸大臣の検査を受け、有効な焼却設備検査証の交付を受けているものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。
- 2 焼却設備は、当該焼却設備について定められた使用方法等に従つて使用するものでなければ、要焼却確認廃棄物の焼却の用に供してはならない。
- 3 前二項の規定は、第十九条の三第一項又は第十九条の四第二項の検査において行いう要焼却確認廃棄物の焼却については、適用しない。
- （焼却設備検査証の備え置き）
- 第十九条の八 焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該船舶又は海洋施設内に、焼却設備検査証を備え置かなければならない。
- （焼却記録簿）
- 第十九条の九 焼却設備検査証の交付を受けた船舶の船長又は海洋施設の管理者は、当該船舶又は海洋施設内に、焼却記録簿を備え置かなければならない。
- 2 船長又は海洋施設の管理者は、当該焼却設備による要焼却確認廃棄物の焼却その他要焼却確認廃棄物の取扱ひに関する作業で運輸省令で定めるものが行われたときは、そのつど、運輸省令で定めるところにより、焼却記録簿への記載を行わなければならない。
- 3 船長又は海洋施設の管理者は、焼却記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶又は海洋施設内に保存しなければならない。
- （省令への委任）
- 第十九条の十 検査の申請書の様式、焼却設備検査証の様式その他検査に関し必要な事項及び焼却記録簿の様式その他焼却記録簿に関し必要な事項は、運輸省令で定める。
- （日本船舶以外の船舶に設置された焼却設備に関する特例）
- 第十九条の十一 締約国の政府から焼却設備に関する当該締約国の法令に適合していることを証する有効な書面の交付を受けている焼却設備（日本船舶に設置されたものを除く。）については、第十九条の三第一項、第十九条の四第一項、第十九条の六及び第十九条の七第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定は、同項に規定する焼却設備について検査の申請がされた場合において、運輸大臣が当該申請を第十九条の三第一項前段の検査の申請とみなして当該検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、運輸大臣が焼却設備検査証を交付したときは、当該焼却設備については、前項の規定にかかわらず、同条第一項後段、第十九条の四第一項、第十九条の六及び第十九条の七第一項の規定を適用する。
- 3 第一項に規定する焼却設備（前項の規定の適用を受けるものを除く。）の使用については、第十九条の七第二項中「定められた」とあるのは「締約国の政府によつて定められた」と、第十九条の八及び第十九条の九第一項中「焼却設備検査証」とあるのは「第十九条の十一第一項の書面」とする。
- 第四十三条の見出しを（船舶等の廃棄物の規制）に改め、同条中「船舶」の下に「海洋施設又は航空機（以下「船舶等」という。）」を加え、「政令で定める海域に政令で定める方法により」を「船舶等（政令で定めるものを除く。）を政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に従つて」に、「除去することが困難な遭難船舶」を「遭難した船舶等」

であつて除去することが困難なもの」に改め、同条に次の五項を加える。

2 前項ただし書の規定により船舶等を海洋に捨てる場合において、その船舶等が政令で定める大きさ以上の大きさの船舶等（遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを除く。）であるときは、当該船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が同項ただし書の基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その廃棄に関する計画が第一項ただし書の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に船舶等廃棄確認済証を交付しなければならない。

4 船舶等廃棄確認済証の交付を受けた者は、当該船舶等の廃棄に従事する船舶その他の施設の内部（当該船舶等を自航させて捨てようとするときは、当該船舶等の内部）に、船舶等廃棄確認済証を備置しなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、船舶等廃棄確認済証の様式その他確認に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

6 第三章及び第四章の規定は、船舶又は海洋施設若しくは航空機から船舶等を捨てる場合には、適用しない。

第四十七條第三項中「排出」の下に「又は焼却」を加える。

第四十八條第二項中「又は海洋施設の設置者」を「海洋施設の設置者若しくは管理者又は航空機の使用者」に、「又は海洋施設に係る油若しくは廃棄物の排出又は油若しくは」を「海洋施設又は航空機に係る油又は廃棄物の排出又は焼却その他油又は」に改め、同条第五項中「油記録簿」の下に「焼却設備」を加える。

第四十九條の次に次の一条を加える。
(指導等)

第四十九條の二 運輸大臣又は海上保安庁長官

は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長その他の油又は廃棄物の排出又は焼却その他の海洋の汚染又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、これらの者が海洋の汚染又は海上災害の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

第五十三條第二項中「管区海上保安本部長を「海運局長又は管区海上保安本部長」に改め、「一部を」の下に「海運局支局長又は」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第五十四條中「第三條第六号」を「この法律に、「政令を」を「命令を」に、「政令で」を「その命令で」に、「経過措置に」を「罰則に關する経過措置及び経過措置に」に改める。

第五十五條第一項第九号中「第四十三條」を「第四十三條第一項に、「違反した」を「違反して船舶等を捨てた」に改め、同条を同項第十号とし、同項中第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十九條の二第一項又は第二項の規定に違反して油又は廃棄物の焼却をした者
第五十六條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 第十九條の七第一項又は第二項の規定に違反して焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者

第五十七條中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十條第三項、第十九條の二第三項又は第四十三條第二項の規定に違反した者

第五十八條第一号中「又は第十六條第一項若しくは第三項」を「第十六條第一項若しくは第三項又は第十九條の九第一項若しくは第三項」に改め、同条第二号中「又は第十六條第二項」を「第

十六條第二項又は第十九條の九第二項に、「又は廃棄物処理記録簿」を「廃棄物処理記録簿又は焼却記録簿」に改め、同条中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 第十九條の八の規定に違反して当該船舶又は海洋施設に設置された焼却設備を要焼却確認廃棄物の焼却の用に供した者
第五十八條第三号中「廃棄物の排出」を「第十條第二項第一号の廃棄物の排出を除く」を「第十條第二項第一号又は第三号の規定によつてする廃棄物の排出」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十條第五項、第十九條の二第五項又は第四十三條第四項の規定に違反した者

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に關する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四條第三項及び第九條第一項の改正規定並びに次條の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律（以下「新法」という。）第四條第一項本文の規定又は新法第五條から第八條までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され若しくは建造に着手されたものからのビルジの排出又は当該船舶については、適用しない。

2 新法第四條第一項本文の規定又は新法第五條から第八條までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数二百トン以上三百トン未満のものであつて前条ただし書の政令で定める日前に建造され若しくは建造に着手されたものからのビルジの排出又は当該船舶については、適用しない。

ジの排出又は当該船舶については、当該日から起算して三年を経過する日までの間は、適用しない。
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（港灣法の一部改正）
第四条 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第十一号の三中「第三條第六号」を「第三條第七号」に、「第三條第九号」を「第三條第十一号」に改める。
（水質汚濁防止法の一部改正）
第五条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
第二十三條第二項中「第三條第九号」を「第三條第十一号」に改める。
（運輸省設置法の一部改正）
第六條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五百十七号）の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十七号の三の次に次の一号を加える。
十七の四 船舶及び海洋施設に設置される焼却設備の検査をすること。
第二十二條第一項第十七号の三中「環境庁」を「環境庁の所掌に屬するもの（本邦周辺海域及びその排出又は焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物の範囲の設定に關するものを除く）」に改める。
第二十四條中第一号の二の二を第一号の二の三とし、第一号の二を第一号の二の二とし、第一号の次に次の一号を加える。
一の二 海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の規定による焼却設備の検査に關すること。
（環境庁設置法の一部改正）
第七條 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第四條第二十四号中「設定」の下に「本邦周辺海域及びその焼却が禁止され又はその排出若

しくは焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物の範囲の設定並びに海域において焼却する油又は廃棄物の焼却海域及び焼却方法に関する基準の設定」を加える。

理由

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、船舶等からの廃棄物等の排出に関する規制を強化し、及び新たに廃棄物等の海域における焼却を規制することとするとともに、船舶からのビルジの排出による海洋の汚染を防止するため、ビルジの排出について規制される船舶の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船舶のトン数の測度に関する法律案

船舶のトン数の測度に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測度及び国際トン数証書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第二条 船舶のトン数の測度の基準については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第三条 この法律において「閉閉場所」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉閉されている船舶内のすべての場所をいう。

2 この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口に風雨密閉装置を備えることその他の運輸省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。

3 この法律において「貨物積載場所」とは、貨物の

の運送の用に供される閉閉場所内の場所をいう。

4 この法律において「基準喫水線」とは、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三条に規定する満載喫水線その他これに相当する喫水線のうち運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「国際トン数証書」とは、次条第一項の国際トン数及び第六条第一項の純トン数を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の日本船舶について交付されるものをいう。

(国際トン数)

第四条 国際トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の国際トン数は、閉閉場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所（開口を有する閉閉場所内の場所であつて、当該開口の位置、形態又は大きさが運輸省令で定める基準に該当する場所をいう。以下同じ。）の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値にトンをつけて表すものとする。

(総トン数)

第五条 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。

2 前項の総トン数は、前条第二項の規定の例により算定した数値に、当該数値を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値にトンをつけて表すものとする。

3 二層以上の甲板を備える船舶であつて運輸省令で定めるものについて前項の規定により総トン数の数値を算定する場合においては、同項中「当該数値を基準として運輸省令で定める係数」とあるのは、「当該数値並びに上甲板及び上甲板から第二層にある甲板の位置を基準として運輸省令で定める係数」とする。

板から第二層にある甲板の位置を基準として運輸省令で定める係数」とする。

(純トン数)

第六条 純トン数は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の純トン数は、次に掲げる数値を合算した数値（旅客定員が十三人未満の船舶については、第一号に掲げる数値）にトンをつけて表すものとする。

一 貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値から当該貨物積載場所に含まれる除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値並びに上甲板及び基準喫水線の位置を基準として運輸省令で定める係数を乗じて得た数値（その数値が国際トン数の数値の百分の二十五に満たないときは、当該国際トン数の数値の百分の二十五に相当する数値）

二 旅客定員の数及び国際トン数の数値を基準として運輸省令で定めるところにより算定した数値

3 基準喫水線の位置又は旅客定員の数につき運輸省令で定める軽微な変更が行われた場合における純トン数の数値については、運輸省令で、前項に規定する数値の算定の特例を定めることができる。

4 前二項の規定により算定した数値が国際トン数の数値の百分の三十に満たない場合における純トン数の数値は、これらの規定にかかわらず、当該国際トン数の数値の百分の三十に相当する数値とする。

(載貨重量トン数)

第七条 載貨重量トン数は、船舶の航行の安全を確保することができ得る限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の載貨重量トン数は、人又は貨物その他の運輸省令で定める物を積載しないものとした場合

合の船舶の排水量と、比重一・〇二五の水面において基準喫水線に至るまで人又は物を積載するものとした場合の当該船舶の排水量との差をトン（計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第六条第一項第二号に規定するトンをいう。）により表すものとする。

(国際トン数証書等)

第八条 長さ二十四メートル以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、運輸大臣から国際トン数証書の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。

2 運輸大臣は、前項の船舶について国際トン数証書の交付の申請があつたときは、当該船舶について国際トン数及び純トン数の測度を行つた後、国際トン数証書を交付するものとする。

3 船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から二週間以内、運輸大臣に対し、その書換えを申請しなければならない。

4 第二項の規定は、前項に規定する記載事項の変更が国際トン数又は純トン数の変更である場合について準用する。

5 船舶所有者は、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対し、その再交付を申請することができる。

6 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から二週間以内に、国際トン数証書を運輸大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において運輸大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。

三 船舶の存否が三箇月間不明になつたとき。

四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなつたとき。

五 船舶が長さ二十四メートル以上の船舶でなくなつたとき。

7 長さ二十四メートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、運輸大臣から国際トン数及び純トン数を記載した書面(以下「国際トン数確認書」という。)の交付を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、国際トン数確認書について準用する。この場合において、第二項、第三項、第五項及び第六項中「国際トン数確認書」とあるのは「国際トン数確認書」と、同項第五号中「長さ二十四メートル以上」とあるのは「長さ二十四メートル未満」と読み替えるものとする。

(外国における事務)
第九条 前条に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。

2 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

(手数料)
第十条 国際トン数確認書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする者(国を除く)は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(運輸省令への委任)
第十一条 閉鎖場所、貨物積載場所及び除外場所の容積並びに排水量の算定方法その他船舶のトン数の測定に關し必要な事項並びに国際トン数証書及び国際トン数確認書の記載事項並びにこれらの交付、書換え、再交付及び返還に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(立入検査)
第十二条 運輸大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書(条約の締約国

である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む)、国際トン数確認書その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)
第十三条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属せられた事項を海運局支局長に行わせることができる。

(罰則)
第十四条 第八条第一項の規定に違反した船舶所有者は、十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項又は第六項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

2 次に掲げる規定の適用については、旧測度法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

一 船舶の所有者等の責任の制限に關する法律(昭和五十年法律第九十四号)第八条第一項

二 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第七條

(経過措置)
第三条 この法律の施行前に建造され、又は建造に着手された日本船舶(以下「現存船」という。)に係る総トン数の測定の基準については、第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、この法律の施行後に運輸省令で定める修繕(以下「特定修繕」という。)が行われた現存船については、この法律の施行後最初に行われる特定修繕に伴う次条の規定による改正後の船舶法(明治三十一年法律第四十六号。以下「新船舶法」という。)及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度(これらに相当する処分を含む)を受ける日(以下「当初改測日」という。)以後は、この限りでない。

2 現存船に係る純トン数の測定の基準については、第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる現存船については、それぞれ当該各号に定める日以後は、この限りでない。

一 この法律の施行後に特定修繕が行われた現存船(当該特定修繕が行われる日前に次号又はは第三号に掲げる現存船となつたものを除く。)

二 国際トン数証書の交付を受ける現存船 第八条第二項の規定による測度を受ける日

三 国際トン数確認書の交付を受ける現存船 第八条第八項において準用する同条第二項の規定による測度を受ける日

た船舶については、当初改測日)までの間(次項において「猶予期間」という。)は、第八条第一項の規定は、適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の船舶の船舶所有者は、猶予期間内においても、国際トン数証書の交付を受けることができる。

(船舶法の一部改正)
第四条 船舶法の一部を次のように改正する。

第四条中「積量」を「総トン数」に改める。

第五条中「第二項中「総噸數百噸」を「総トン数百トン」に改める。

第七条及び第九条第一項中「積量」を「総トン数」に改める。

第二十条中「總噸數二十噸」を「総トン数二十トン」に改める。

第二十一条第一項及び第二十一条中「積量」を「総トン数」に改める。

第五條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の船舶法第四條若しくは第九條の規定により行われた測度若しくは改測の申請若しくは囑託又は同法第七條の規定により行われた標示は、それぞれ新船舶法第四條若しくは第九條の規定により行われた測度若しくは改測の申請若しくは囑託又は新船舶法第七條の規定により行われた標示とみなす。

た船舶については、当初改測日)までの間(次項において「猶予期間」という。)は、第八条第一項の規定は、適用しない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の船舶の船舶所有者は、猶予期間内においても、国際トン数証書の交付を受けることができる。

(船舶法の一部改正)

第四条 船舶法の一部を次のように改正する。

第四条中「積量」を「総トン数」に改める。

第五条中「第二項中「総噸數百噸」を「総トン数百トン」に改める。

第七条及び第九条第一項中「積量」を「総トン数」に改める。

第二十条中「總噸數二十噸」を「総トン数二十トン」に改める。

第二十一条第一項及び第二十一条中「積量」を「総トン数」に改める。

に伴い必要となる経過措置は、政令で定める。

(とん税法の一部改正)

第六条 とん税法(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「純トン数」とは、船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第 号)第六条(純トン数)に規定する純トン数をいう。

第八条(見出しを含む)及び第九条第一項中「積量」を「純トン数」に改める。

(特別とん税法の一部改正)

第七条 特別とん税法(昭和三十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「積量」を「純トン数」に改める。

(とん税法及び特別とん税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前二条の規定による改正後のとん税法及び特別とん税法の規定の適用については、附則第三条第二項の規定により従前の例によることとされる純トン数は、前二条の規定による改正後のとん税法及び特別とん税法に規定する純トン数とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(百五)の「中」に「基く」を「基づく」に、「積量」を「純トン数」に改める。

(漁船法の一部改正)

第十条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「基く」を「基づく」に、「積量」を「純トン数」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号)」を「船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第 号)」に改

める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号、第二十四条第四号及び第四十条第一項第八号中「積量」を「トン数」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約を実施し、あわせて我が国における海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測定に関し必要な事項を定めるとともに、国際トン数証書の交付に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年三月二十六日印刷

昭和五十五年三月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E